

フリーマーケット開催支援要領

平成13年10月15日 環境清掃部長決裁
改正 平成18年2月1日 17 千環清発第141号

(目的)

第1条 フリーマーケットを主催する団体(以下「団体」という)を支援することにより、不用品の活用・ごみの減量化を推進し、もって資源循環型都市千代田の構築をめざす。

(団体の要件)

第2条 ごみの減量・リサイクルの推進に積極的に取り組んでいる、在住・在勤・在学者5名以上からなる自主運営の組織で、千代田区の管理する公共施設等においてフリーマーケットを開催しようとする団体。なお、営利を目的とする団体は対象としない。

(団体の責務)

第3条 フリーマーケット開催にあたり、区の支援を受けようとする団体は、公共性・公平性を確保しなければならない。

(支援の申請)

第4条 団体は、以下の各号により支援の申請を行う。

- (1) 団体は、開催日の3ヶ月前までに所定の申請書を区に提出しなければならない。
ただし、同年度に2回以上申請する時は、構成員名簿・活動内容を省略することができる。
- (2) 申請は年度毎とし、前年10月1日から受け付ける。

(支援の決定)

第5条 区は開催日時・会場を調整の上、開催日の2ヶ月前までに支援の可否を決定し、団体に対し通知する。

(募集要件)

第6条 団体は、以下の各号に基づき、出店者を募集する。

- (1) 出店募集の対象は、満18歳以上の千代田区在住・在勤・在学者とする。
- (2) プロの業者等営利を目的とする者、及び本事業の目的に反する者は除く。
- (3) 出店者の扱う物品は、家庭の不用品等ごみ減量に寄与するものとする。ただし、販売に免許が必要なものや、社会道徳に反するもの等は対象としない。

(実施方法)

第7条 団体は以下の各号により、フリーマーケットを実施する。

- (1) 出店者の決定は公平に行い、通知はすみやかに行う。
- (2) 団体は開催日から1週間以内に区にフリーマーケット実施報告を提出する。
また、区が出店者等の名簿の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- (3) 団体はフリーマーケット開催に必要な経費を負担すること。
ただし、開催に係る経費相当を、出店者から徴収することができる。
- (4) フリーマーケット開催中は適切な管理運営を心がけ、終了後は会場を原状回復すること。
- (5) 苦情や事故が発生した場合は適切な処理を行い、状況を区に報告すること。

(区の支援)

第8条 区は次のことを支援する。

- (1) フリーマーケット会場の確保
- (2) 千代田区広報、リサイクル情報紙、ホームページ等による周知
- (3) PR用ポスター・チラシの印刷(ただし、原稿および用紙は団体が持参すること。)
- (4) 各出張所等にある掲示板へのポスター掲示
- (5) のぼり旗・参加者バッジの貸与
- (6) その他、区長が特に必要と認めるもの。

(支援の取消)

第9条 団体が「フリーマーケット開催支援要領」に違反した場合は、区は支援の承認を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、区と団体相互で協議し決定するものとする。

附則

この要領は平成13年11月1日から施行する。

附則

この要領は平成18年2月1日から施行する。

フリーマーケット開催に係る支援申請書

平成 年 月 日

千代田区長 殿

フリーマーケットを開催するにあたり、区に支援をしていただきたく申請します。

団体名				
代表者	氏名			
	住所			
	電話番号	()	昼間連絡先	()
主な活動内容及び実績				
希望する開催日時		平成 年 月 日() ・ 月 日()		
		月 日() ・ 月 日()		
		月 日() ・ 月 日()		
		月 日() ・ 月 日()		
		開催時間	: ~ :	
希望する開催会場名				
資金計画		(収入)	(支出)	
		円	円	

* 団体名簿を添付してください。(裏面名簿に記入してもかまいません)

申請者: 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

団 体 名 簿

No	氏 名	住 所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

支援を受けるにあたっての注意事項

(「フリーマーケット開催支援要領」より抜粋)

<団体の責務>

フリーマーケットの開催にあたっては、公共性・公平性が保たれるように留意してください。

<出店者・出品物の範囲>

- ①出店者募集の対象は、満18歳以上の千代田区在住・在勤・在学者です。
- ②プロや業者など、営利を目的とする者を出店させることはできません。
- ③出品物は家庭の不用品などの、ごみの減量に効果があるものとします。

ただし、販売に免許が必要なもの(酒・たばこ・医薬品など)や、社会道徳に反するもの(コピー商品・偽ブランド品・ポルノ商品など)は対象にできません。

<フリーマーケットの実施方法>

- ①出店者の決定は公平に行ってください。また、出店者募集の締め切り後は、すみやかに通知を行ってください。
- ②フリーマーケット開催に必要な経費は、団体に負担してください。ただし、開催にかかる経費相当を、出店料として徴収することができます。
- ③フリーマーケット開催中は適切な管理運営を心がけ、終了後は会場を原状回復してください。
- ④苦情や事故が発生した場合は適切な処理を行い、状況を区に報告してください。
- ⑤開催日から1週間以内に、「フリーマーケット実施報告書」を区に提出してください。
- ⑥区が出店者等の名簿の提出を求める場合があります。

<区の支援内容>

- ①フリーマーケット会場の確保(会場によって、希望に添えない場合もあります)
- ②千代田区広報・リサイクル情報紙・ホームページ等による周知
- ③PR用ポスター・ちらしの印刷(原稿および印刷用紙は、団体に用意してください。)
- ④各出張所等にある掲示板へのポスター掲示
- ⑤のぼり旗・参加者バッジの貸与

<支援の取り消し>

「フリーマーケット開催支援要領」に違反した場合、区は支援の承認を取り消すことがあります。

<その他>

要領に定めのない事項については、区との事前協議の上決定してください。